

### 佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

第85条第1項の表を次のように改める。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条から第20条まで	財産管理者	所長
第19条第1号	県	工業用水道
第19条第2号	行政財産	固定資産（地方自治法第238条第3項に規定する行政財産に限る。以下同じ。）
第19条第3号及び第4号、第19条の2第1項、第19条の3第1項並びに第21条	行政財産	固定資産
第19条の2第1項	行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書（別記様式第8号）	固定資産使用許可申請書
第19条の2第2項	行政財産使用許可・公有財産貸付調書（別記様式第9号）	固定資産使用許可調書
第19条の2第3項	行政財産使用許可指令書（別記様式第10号）により当該申請者	当該申請者
第19条の2第4項	財産	固定資産
	行政財産使用廃止届（別紙様式第10号の2）	固定資産使用廃止届
第19条の3第1項	行政財産原形変更申請書（別記様式第10号の3）	固定資産原形変更申請書
第19条の3第3項	行政財産原形変更承認調書（別記様式第10号の4）	固定資産原形変更承認調書
第20条第1項	行政財産一時使用許可申請書（別記様式第11号）	固定資産一時使用許可申請書
第20条第2項	行政財産一時使用許可簿（別記様式第12号）	固定資産一時使用許可簿
	記入するとともに行政財産一時使用許可申請書（別記様式第13号）を作成し、	記入するとともに

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
(固定資産の使用許可等)					(固定資産の使用許可等)				
第85条 略					第85条 略				
2 固定資産の使用に係る使用料については、佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）第2条から第5条までの規定を準用する。この場合において、同条例第3条第1項及び第5条中「知事」とあるのは「管理者の権限を行う知事」と読み替えるものとする。					2 固定資産の使用に係る使用料については、佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）第2条から第5条までの規定を準用する。この場合において、 <u>同条例第3条第1項、第4条第2号及び第5条中「行政財産」とあるのは「固定資産」と</u> 、同条例第3条第1項、 <u>第4条第2号</u> 及び第5条中「知事」とあるのは「管理者の権限を行う知事」と読み替えるものとする。				
別表第2の2（第46条関係）					別表第2の2（第46条関係）				
支出負担行為整理区分表甲					支出負担行為整理区分表甲				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	企業出納員に協議する基準	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	企業出納員に協議する基準
略					略				
報償費	略	略	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費	報償費	略	略	略	1件の金額が <u>300万円</u> を超える経費
被服費	略	略	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費	被服費	略	略	略	1件の金額が <u>300万円</u> を超える経費
備用品費	略	略	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費	備用品費	略	略	略	1件の金額が <u>300万円</u> を超える経費

改正前				改正後			
燃料費	略			燃料費	略		
	上記以外のもの	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費		上記以外のもの	略	1件の金額が <u>300万円</u> を超える経費
略				略			
通信搬送費	略			通信搬送費	略		
	上記以外のもの	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費		上記以外のもの	略	1件の金額が <u>200万円</u> を超える経費
印刷製本費		略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費	印刷製本費		略	1件の金額が <u>400万円</u> を超える経費
略				略			
委託料	略			委託料	略		
	上記以外のもの	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費		上記以外のもの	略	1件の金額が <u>300万円</u> を超える経費
略				略			
賃借料	略			賃借料	略		
	上記以外のもの	略	1件の金額が <u>100万円</u> を超える経費		上記以外のもの	略	1件の金額が <u>200万円</u> を超える経費

改正前				改正後			
修繕費	略		1 件の金額が <u>100万</u> 円を超える経費	修繕費	略		1 件の金額が <u>400万</u> 円を超える経費
路面復旧費	略		1 件の金額が <u>100万</u> 円を超える経費	路面復旧費	略		1 件の金額が <u>400万</u> 円を超える経費
略				略			
薬品費	略			薬品費	略		
	上記以外のもの	略	1 件の金額が <u>100万</u> 円を超える経費		上記以外のもの	略	1 件の金額が <u>300万</u> 円を超える経費
材料費	略		1 件の金額が <u>100万</u> 円を超える経費	材料費	略		1 件の金額が <u>300万</u> 円を超える経費
略				略			
雑費	略			雑費	略		
	上記以外のもの	略	1 件の金額が <u>100万</u> 円を超える経費		上記以外のもの	略	1 件の金額が <u>200万</u> 円を超える経費
略				略			
注 略				注 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程別表第2の2の規定は、令和8年度以降の予算（同年度に繰り越された令和7年度以前の予算を含む。）に係る財務に関する事務の処理について適用し、令和7年度以前の予算（令和8年度に繰り越された令和7年度以前の予算を除く。）に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。